

**改正**

平成9年12月29日門真市規則第29号  
平成11年3月31日門真市規則第7号  
平成14年3月29日門真市規則第10号  
平成14年10月11日門真市規則第28号  
平成17年3月30日門真市規則第20号  
平成18年9月29日門真市規則第68号  
平成19年9月26日門真市規則第47号  
平成20年3月31日門真市規則第23号  
平成20年12月9日門真市規則第41号  
平成24年3月29日門真市規則第16号  
平成24年12月28日門真市規則第68号  
平成25年3月29日門真市規則第24号  
平成26年9月30日門真市規則第54号  
平成31年3月29日門真市規則第21号  
令和2年3月31日門真市規則第44号

門真市営住宅条例施行規則

門真市営住宅設置及び管理条例施行規則（昭和49年門真市規則第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 公営住宅及び改良住宅の管理（第2条—第23条）
- 第3章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第24条—第26条）
- 第4章 特定公共賃貸住宅の管理（第26条の2—第26条の8）
- 第5章 駐車場の管理（第27条—第35条）
- 第6章 雑則（第36条・第37条）

附則

**第1章 総則**

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市営住宅条例（平成9年門真市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## **第2章** 公営住宅及び改良住宅の管理

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(同居親族要件を要しない入居資格)

**第2条** 条例第5条第3項に規定する規則で定めるものとは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が  
ア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの  
ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度  
イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度  
ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）  
第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 追加〔平成24年門真市規則16号〕、一部改正〔平成25年門真市規則24号・26年54号〕
- (入居者の資格を別に定めることができる公営住宅)

**第2条の2** 条例第5条第5項の規則で定める公営住宅は、次に掲げる公営住宅とする。

- (1) 車椅子常用者の入居に適するよう特別設計された住宅
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のない者で現に児童を扶養しているものに提供する住宅
- (3) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある世帯に提供する住宅
- (4) 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者（第3条の2第5号及び第26条の7第5号において「配偶者からの暴力被害者」という。）に提供する住宅
- (5) 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな犯罪被害者等に提供する住宅
- (6) 高齢者の入居に適するよう特別設計された住宅
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める住宅

全部改正〔平成18年門真市規則68号〕、一部改正〔平成24年門真市規則16号・68号・25年24号・31年21号〕

(入居の申込み)

**第3条** 条例第8条の規定による入居の申込みは、1回の公募につき、1世帯1回限りとする。

2 入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 収入の額を証明する書類
- (3) 住宅に困窮していることを証明する書類
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約を含む。）の関係を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

一部改正〔平成24年門真市規則16号・68号〕

(優先入居)

**第3条の2** 条例第9条第4項の規定により優先的に選考して入居させることができる者は、次に掲げる世帯で現に住宅に困窮しているものとする。

- (1) 障害者世帯
- (2) 配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
- (3) 60歳以上の高齢者からなる世帯
- (4) 同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がある世帯
- (5) 配偶者からの暴力被害者その他犯罪被害者がある世帯
- (6) 独立行政法人都市再生機構若しくは大阪府住宅供給公社の賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者で、収入又は所得の著しい低下等のため当該住宅に引き続き入居することが困難となった世帯
- (7) 入居しようとする者及びその配偶者が40歳未満の者からなる世帯で市長が別に定める世帯
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事情があると市長が認める世帯

追加〔平成18年門真市規則68号〕、一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(入居承認書)

**第4条** 条例第10条第1項に規定する入居承認は、市営住宅入居承認書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。

(請書)

**第5条** 条例第10条第2項第1号に規定する請書は、請書（様式第3号）とし、その提出の際には、別に定める緊急連絡先届出書を添付しなければならない。

一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

(期限付入居)

**第6条** 条例第11条の2第1項の規則で定める期間は、5年又は10年とする。

2 条例第11条の2第4項の規定による説明は、期限付入居承認に関する説明書（様式第4号）を交付することにより行うものとする。

3 条例第11条の2第5項の規定による書面の提出は、同条第3項に規定する期限付入居承認の日までに期限付入居承認に関する説明を受けた旨の証明書（様式第5号）により行わなければならない。

4 条例第11条の2第6項の規定による通知は、期限付入居承認期間満了通知書（様式第6号）により行うものとする。

追加〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

（事業主体の定める数値）

**第7条** 条例第12条第2項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の事業主体が定める数値は、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1以下で別に定める。

（収入の申告等）

**第8条** 条例第14条第1項に規定する収入の申告は、収入申告書（様式第7号）により行うものとし、当該申告書は市長が別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第14条第2項の規定に基づき入居者の収入の額を認定したときは、収入認定等通知書（様式第8号）により当該入居者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた入居者は、当該認定額について意見のあるときは、その理由を証する書類を添えて、収入認定等に対する意見申立書（様式第9号）を、同項の通知を受けた日から30日以内に、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申立てがあった場合においては、その内容を審査し、理由があると認めるときは収入認定等更正通知書（様式第10号）により、理由がないと認めるときは収入認定等に対する意見申立却下通知書（様式第11号）により当該意見を申立てた者に通知するものとする。

（家賃の納付の期限）

**第9条** 家賃は、毎月の末日（その日が門真市の休日定める条例（平成2年門真市条例第10号）

第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までに納付しなければならない。

ただし、入居手続完了日の属する月の家賃にあつては入居手続完了日、月の途中で公営住宅又は改良住宅を退去し、又は明け渡した場合の当該日の属する月の家賃にあつては当該退去した日又は明け渡した日に納付しなければならない。

一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(家賃減免等の申請等)

**第10条** 入居者は、条例第17条第1項の規定による家賃及び敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとするときは、その理由を証明する書類を添えて、家賃・敷金減免（徴収猶予）申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に基づく家賃及び敷金の減額又は免除の期間は1年以内とし、徴収猶予の期間は3月以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(共益費の範囲)

**第11条** 条例第21条第1項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 階段灯、廊下灯及び外灯（以下「階段灯等」という。）の電気の使用料（入居者が自ら電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者を支払っているものは除く。）
- (2) 昇降機、給水施設及び污水处理施設（以下「昇降機等」という。）の維持管理及び運営に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の維持管理及び運営に要する費用であって市長が必要と認めるもの

一部改正〔平成24年門真市規則68号・31年21号〕

(共益費の額の算定)

**第12条** 公営住宅（本町市営住宅及び寿市営住宅を除く。）における共益費の額は、前条第1号の使用料の額及び同条第2号の費用のうち運営に要するものの額に同号の費用のうち維持管理に要するものの額の2分の1を加えた額とする。

2 前項に規定する公営住宅以外の公営住宅及び改良住宅における共益費の額は、前条第1号の使用料の額に同条第2号の維持管理及び運営に要する費用の額を加えた額とする。

3 前2項に定めるもののほか、共益費の額の算定方法は、別に定める。

4 前条第3号に規定する費用に係る共益費の額の算定については、前3項の規定にかかわらず、別に定める。

5 改良住宅の附帯施設である改良店舗に係る共益費の額の算定については、別に定める。

一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(併用承認申請)

**第13条** 現に公営住宅若しくは改良住宅に入居している身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年

法律第283号) 第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。) 又は公営住宅若しくは改良住宅に入居させるべき者として決定された身体障害者が、公営住宅又は改良住宅をあん摩、はり、きゅう等の営業の用途に併用しようとするときは、市営住宅の併用承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(模様替の申請)

**第14条** 入居者は、法第27条第4項ただし書の規定による公営住宅又は改良住宅の模様替の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替承認申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、公営住宅又は改良住宅を毀損しない程度のもので、市長が必要やむを得ないと認める場合に限りその模様替を承認するものとする。

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号〕

(同居の承認)

**第15条** 入居者は、条例第23条の2の規定により当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市営住宅同居承認申請書(様式第15号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、入居者の3親等以内の親族について同居の承認をするものとする。

(1) 同居の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、公営住宅の入居者にあつては条例第5条第1項及び第2項に定める金額、改良住宅の入居者(条例第7条第1項の規定による入居者を除く。)にあつては同条第2項において準用する条例第5条第1項及び第2項に定める金額を超える場合

(2) 入居者が条例第33条第1項各号若しくは第2項又は法第32条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公営住宅及び改良住宅の管理上支障がある場合

3 市長は、公営住宅又は改良住宅の入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同居の承認をするものとする。

4 公営住宅又は改良住宅の入居者が出生を原因として同居の承認を受けようとするときは、条例第25条の規定による届出を行うものとし、当該届出の受理をもって当該出生に係る同居の承認と

みなす。

一部改正〔平成25年門真市規則24号・31年21号・令和2年44号〕

(入居者の地位の承継)

**第16条** 条例第23条の3の規定により公営住宅又は改良住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅又は改良住宅に居住しようとするときは、市営住宅承継承認申請書（様式第16号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、同項の承認を受けようとする同居者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の承認をするものとする。ただし、条例第26条第1項の収入超過者（以下「収入超過者」という。）又は同条第2項の高額所得者（以下「高額所得者」という。）であるときは、この限りでない。

(1) 入居者の入居の際に同居していた親族で次のいずれかに該当するもの

ア 入居者の配偶者

イ 60歳以上の者

ウ 身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくはこれに準ずる者として市長が認める者又はこれらの者と同一の世帯に属する者

オ 大阪府知事から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者若しくはこれに準ずる者として市長が認める者又はこれらの者と同一の世帯に属する者

カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第2条の母子家庭の母及び父子家庭の父

キ 第2条第5号に該当する者

(2) 入居者の配偶者で同居の承認を得て1年以上同居していたもの（配偶者であることにより同居の承認を受けて居住していた者の配偶者を除く。）

(3) 他に前項の承認を受けることができる同居者がいないもので、第1号イからキまでのいずれかに該当するもの



(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたもの

3 前項の規定にかかわらず、法第32条第1項第1号から第5項まで若しくは条例第33条第1項各号の規定のいずれかに該当する入居者の同居者又は同条第2項の規定に該当する同居者にあつては、市長は第1項の承認をしない。

4 前条第3項の規定は、前項に定める承認について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第16条第2項」と、「同居の承認」とあるのは「同項の承認」と読み替えるものとする。

5 条例第23条の3の承認を受けずに公営住宅又は改良住宅に居住する同居者は、当該公営住宅又は改良住宅の入居者が死亡し、又は退去した日から1年以内に、当該公営住宅又は改良住宅を明け渡さなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、入居者の地位の承継に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成19年門真市規則47号・25年24号・26年54号・31年21号〕

(一時不在の承認)

**第17条** 入居者は、条例第24条の規定により一時不在の承認を受けようとするときは、その理由を証明する書類を添えて、市営住宅一時不在承認申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、公営住宅及び改良住宅の管理上支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 出張、入院その他公営住宅又は改良住宅を使用しないことにつき正当な事由があること。

(2) 当該公営住宅又は改良住宅に帰宅する意思が明らかであること。

3 条例第24条に規定する承認を受けた入居者が、公営住宅又は改良住宅に帰宅したときは、速やかに市営住宅の一時不在に係る帰宅届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(異動等の届出)

**第18条** 条例第25条の規則で定める事由とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 出生により同居者が増加したとき。

(2) 入居者又は同居者が、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したとき。

2 条例第25条に規定する同居者の異動等の届出は、異動等届書(様式第19号)によるものとする。

一部改正〔平成24年門真市規則68号・令和2年44号〕

(収入超過者等の認定通知)

**第19条** 条例第26条第1項及び第2項の収入超過者及び高額所得者の認定の通知は、収入認定等通知書により行うものとする。

(改良住宅等の収入超過者に対する家賃)

**第20条** 条例第27条第1項第2号の市長が定める額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額（当該額が条例第13条第1項に定める家賃限度額に同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）とする。

入居者の収入	算定方法	倍率
114,000円を超え 158,000円以下の場合	令第2条に定める方法	1.3
158,000円を超え 191,000円以下の場合	令第8条第2項に定める方法	1.5
191,000円を超える場合	令第8条第2項に定める方法	1.8

一部改正〔平成20年門真市規則41号〕

(高額所得者に係る明渡し期限の延長申請)

**第21条** 高額所得者が、条例第28条の規定による明渡し期限の延長を申し出ようとするときは、公営住宅明渡し期限延長申請書（様式第20号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、2年を限度として明渡し期限を延長することができる。

(高額所得者に対する明渡し期限到来後に徴収する金額)

**第22条** 条例第29条第2項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。

(暴力団員に対する明渡し請求後に徴収する金額等)

**第22条の2** 条例第33条第4項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。

2 条例第33条第5項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。

追加〔平成24年門真市規則68号〕、一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(公営住宅及び改良住宅の返還)

**第23条** 入居者が公営住宅又は改良住宅を返還しようとするときは、市営住宅返還届（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

### 第3章 社会福祉法人等による公営住宅の使用

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(公営住宅の使用許可の申請)

**第24条** 条例第36条第1項に規定する公営住宅の使用許可（以下「社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可」という。）を受けようとする者は、公営住宅使用許可申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

(公営住宅の使用許可書の交付)

**第25条** 市長は、社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可をしたときは、当該申請者に公営住宅使用許可書（様式第23号）を交付する。

(許可期間)

**第26条** 社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

### 第4章 特定公共賃貸住宅の管理

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(所得の基準)

**第26条の2** 条例第40条の2第1項第2号に規定する所得の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所得が158,000円未満である者のうち、50歳未満の者であって所得の上昇が見込まれると市長が認めるものについては、入居の申込みをした日において、123,000円以上であること。
- (2) 前号に規定する者以外の者については、入居の申込みをした日において、所得が158,000円以上487,000円以下であること。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(家賃の算出方法)

**第26条の3** 市長は、条例第40条の3の規定により特定公共賃貸住宅の家賃を定めようとするときは、次に掲げる額の合計額の範囲内において定める。

- (1) 償却費は、当該特定公共賃貸住宅の工事費（特定公共賃貸住宅の建設に要する費用のうち特定公共賃貸住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成するために要する費用（特定公共賃貸住宅を建設するための市営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む。）以外の費用をいう。以下同じ。）のうち国の補助に係る部分を除いたものを期間35年、利率年9パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額を月額とする。

(2) 維持管理費は、当該特定公共賃貸住宅の工事費（次の表の中欄に掲げる工事費及び特殊基礎工事費を除く。）に1,000分の1.4を乗じて得た額に、同表の中欄に掲げる工事費の区分に応じ、当該設備の設置工事費にそれぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を加えた額を月額とする。

項	区分	率
1	昇降機設置工事費	1,000分の1.5
2	暖房設備設置工事費	1,000分の1.5
3	冷房設備設置工事費	1,000分の1.5
4	給湯設備設置工事費	1,000分の15.4
5	浴槽及び風呂釜設置工事費	1,000分の10.8

(3) 損害保険料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2の規定により、普通地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算出した額の月割額とする。

(4) 地代に相当する額は、次の表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地代相当額を月額とする。

項	区分	地代相当額
1	特定公共賃貸住宅を建設するために必要な土地の所有権を取得した場合	土地を取得する場合に通常必要と認められる価額に1,200分の5を乗じて得た額
2	特定公共賃貸住宅を建設するために必要な土地の借地権を取得した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に1,200分の6を乗じて得た額のいずれか低い額 (2) 土地の借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に1,200分の5を乗じて得た額
3	前2項以外の場合	近傍類似の土地の固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「固定資産税評価額相当額」という。）に1,200分の5を乗じ

		て得た額
--	--	------

(5) 貸倒れ・空家損失引当金は、前各号の規定により算出した額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(家賃減免等の申請)

**第26条の4** 入居者は、条例第40条の4第1項の規定による家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとするときは、その理由を証明する書類を添えて、家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第23号の2）を市長に提出しなければならない。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(家賃の変更)

**第26条の5** 市長は、条例第40条の5の規定により特定公共賃貸住宅の家賃を変更しようとするときは、次に掲げる額の合計額の範囲内において定める。

(1) 償却費は、当該特定公共賃貸住宅の工事費のうち国の補助に係る部分を除いたものに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第21条第2項に規定する国土交通大臣が定める率を乗じて得た額を、期間35年、利率年9パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額を月額とする。

(2) 維持管理費は、当該特定公共賃貸住宅の工事費（次の表の中欄に掲げる工事費及び特殊基礎工事費を除く。）の額に公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第23条に規定する国土交通大臣が定める率（以下「推定再建築費算出率」という。）を乗じて得た額に1,000分の1.4を乗じて得た額に、同表の中欄に掲げる工事費の区分に応じ、当該設備の設置工事費に推定再建築費算出率を乗じて得た額にそれぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を加えた額を月額とする。

項	区分	率
1	昇降機設置工事費	1,000分の1.5
2	暖房設備設置工事費	1,000分の1.5
3	冷房設備設置工事費	1,000分の1.5
4	給湯設備設置工事費	1,000分の15.4
5	浴槽及び風呂釜設置工事費	1,000分の10.8

(3) 損害保険料は、地方自治法第263条の2の規定により、普通地方公共団体の利益を代表する

全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算出した額の月割額とする。

(4) 地代に相当する額は、次の表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地代相当額を月額とする。

項	区分	地代相当額
1	特定公共賃貸住宅を建設するために必要な土地の所有権を取得した場合	固定資産税評価額相当額に1,200分の5を乗じて得た額。 ただし、第26条の3第4号の表の第1の項の右欄に規定する額がその額を超える場合には、同欄に規定する額
2	特定公共賃貸住宅を建設するために必要な土地の借地権を取得した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に1,200分の6を乗じて得た額のいずれか低い額 (2) 固定資産税評価額(固定資産税評価額がない場合にあつては、固定資産税評価額相当額とする。ただし、借地権を取得した時における土地取得造成費(通常の場合による土地の所有権の取得に要する費用及び宅地造成に要した費用の合計額をいう。以下同じ。)がこれらの額を超える場合にあつては、土地取得造成費とする。)に土地取得造成費で借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額を除して得た数値を乗じて得た額に1,200分の5を乗じて得た額
3	前2項以外の場合	固定資産税評価額相当額に1,200分の5を乗じて得た額

(5) 貸倒れ・空家損失引当金は、前各号の規定により算出した額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(暴力団員に対する明渡し請求後に徴収する金額)

**第26条の6** 条例第40条の7第4項の市長が定める額は、家賃の2倍に相当する額とする。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(優先入居)

**第26条の7** 条例第40条の8において準用する条例第9条第4項の規定により優先的に選考して入

居させることができる者は、次に掲げる世帯とする。

- (1) 障害者世帯
- (2) 配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
- (3) 60歳以上の高齢者からなる世帯
- (4) 同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がある世帯
- (5) 配偶者からの暴力被害者その他犯罪被害者がある世帯
- (6) 公営住宅の入居者で、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第28条第1項に該当する者がある世帯
- (7) 入居しようとする者及びその配偶者が40歳未満の者からなる世帯で市長が別に定める世帯
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事情があると市長が認める世帯

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(準用)

**第26条の8** 第2条の2、第3条、第4条、第5条、第9条、第11条、第12条（第2項及び第5項を除く。）、第13条、第14条、第15条（第2項第1号を除く。）、第16条（第2項から第5項までを除く。）、第17条、第18条及び第23条の規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条の2（見出しを含む。）	公営住宅	特定公共賃貸住宅
	条例第5条第5項	条例第40条の2第2項
第3条第1項	条例第8条	条例第40条の8において準用する条例第8条
第3条第2項第2号	収入	所得
第3条第2項第3号	住宅に困窮している	自ら居住するために住宅を必要としている
第4条	条例第10条第1項	条例第40条の8において準用する条例第10条第1項
第5条	条例第10条第2項第1号	条例第40条の8において準用する条例第10条第2項第1号
第9条	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅

第11条	条例第21条第1項	条例第40条の8において準用する条例第21条第1項
第12条第1項	公営住宅（本町市営住宅及び寿市営住宅を除く。）	特定公共賃貸住宅
	前条第1号	第26条の8において準用する第11条第1号
第12条第4項	前条第3号	第26条の8において準用する第11条第3号
	前3項	第1項及び第3項
第13条	公営住宅若しくは改良住宅	特定公共賃貸住宅
	公営住宅又は改良住宅	
第14条第1項	法第27条第4項ただし書	条例第40条の6第4項ただし書
	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
第14条第2項	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
第15条第1項	条例第23条の2	条例第40条の8において準用する条例第23条の2
第15条第2項各号列記以外の部分	次の各号	次の各号（第1号を除く。）
第15条第2項第2号	条例第33条第1項各号若しくは第2項又は法第32条第1項第1号から第5号まで	条例第40条の7第1項各号又は第2項
第15条第2項第3号	前2号	前号
	公営住宅及び改良住宅	特定公共賃貸住宅
第15条第3項	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
	前項	前項（第1号を除く。）
第15条第4項	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
	条例第25条	条例第40条の8において準用する条例第25条
第16条第1項	条例第23条の3	条例第40条の8において準用する条例第



		23条の3
	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
第16条第6項	前各項	第1項
第17条第1項	条例第24条	条例第40条の8において準用する条例第24条
第17条第2項各号列記以外の部分	公営住宅及び改良住宅	特定公共賃貸住宅
第17条第2項第1号及び第2号	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
第17条第3項	条例第24条	条例第40条の8において準用する条例第24条
	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅
第18条	条例第25条	条例第40条の8において準用する条例第25条
第23条の見出し	公営住宅及び改良住宅	特定公共賃貸住宅
第23条（見出しを除く。）	公営住宅又は改良住宅	特定公共賃貸住宅

追加〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

## 第5章 駐車場の管理

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(駐車場の使用承認の申請)

**第27条** 条例第41条に規定する駐車場の使用承認（以下「駐車場の使用承認」という。）を受けようとする入居者は、駐車場使用承認申請書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

(駐車場の使用者の選考)

**第28条** 市長は、前条の許可に際して申請者の数が使用させるべき駐車区画の数を超える場合においては、当該申請者の中から、公開抽選その他公正な方法により承認すべき者を決定し、承認をするものとする。ただし、身体障害者専用に設けられた駐車区画については、この限りでない。

2 市長は、前項本文に規定する場合において、必要があると認めるときは駐車場の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）以外の申請者について、住宅団地ごとに使用順位を定めて補欠者とすることができる。

- 3 市長は、駐車場に空きが生じた場合において、前項の規定により補欠者を決定しているときは、その使用順位に従って駐車場の使用承認をし、新たに前条の規定に基づく申請書を提出させることができる。

(駐車場の使用承認書の交付)

**第29条** 市長は、駐車場の使用承認をしたときは、駐車場使用承認書（様式第25号）を当該申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の承認に際しては、必要な条件を付けることができる。

(保証金)

**第29条の2** 使用者は、市長が指定する日までに条例第43条第2項に規定する保証金を納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による納付を怠った使用者に対し、条例第41条の承認を取り消すことができる。

- 3 条例第43条第5項の規定により保証金を還付する場合において、未納の駐車場の使用料があるときは、これを保証金から控除する。

- 4 保証金には、利子を付さない。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(駐車場使用料の減免申請)

**第30条** 条例第43条第4項の規定により駐車場の使用料の減額又は免除の申請をしようとする使用者は、駐車場使用料減免申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年門真市規則21号〕

(駐車場使用料の減免)

**第31条** 条例第43条第4項の規定により駐車場の使用料を減額し、又は免除できる場合は、当該使用者の世帯が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 大阪府公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けた自動車を使用しているとき。
- (2) 車椅子常用者の入居に適するよう特別設計された住宅用に設置された駐車区画を使用しているとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当する使用者は、駐車場の使用料の減額又は免除を受けることができない。

- (1) 第8条第1項の規定による収入の申告を行っていない者（特定公共賃貸住宅の入居者を除

く。)

- (2) 収入超過者
- (3) 高額所得者
- (4) 家賃、共益費又は駐車場の使用料を滞納している者
- (5) 駐車場の使用承認の条件に違反している者

3 前条の規定による申請を行おうとする使用者は、駐車場の使用料の減額又は免除を受けようとする月の前月の20日までに駐車場使用料減免申請書を市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、条例第43条第4項の規定により駐車場の使用料の減額又は免除を受けている使用者が第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は第2項各号のいずれかに該当したときは、当該減額又は免除の承認を取り消すものとする。

全部改正〔令和2年門真市規則44号〕

(届出)

**第32条** 駐車場の使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届(様式第27号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 駐車場で保管する自動車を買換等により変更しようとするとき。
- (2) 自動車の所有名義を変更したとき。

(使用者の禁止行為)

**第33条** 駐車場の使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (2) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (3) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の使用者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。
- (5) 駐車場内で騒音等周辺の居住環境に支障を及ぼす行為をすること。

一部改正〔平成24年門真市規則68号〕

(権利の承継)

**第34条** 使用者の死亡、退去その他特別の事情がある場合において、当該使用者の同居家族が、引き続き駐車場を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(暴力団員に対する明渡し請求後に徴収する金額)

**第34条の2** 条例第44条第3項の市長が定める額は、駐車場の使用料の2倍に相当する額とする。

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(駐車場の返還)

**第35条** 駐車場の使用者は、市営住宅の退去その他の理由により当該駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の30日前までに、駐車場返還届（様式第28号）により市長に届け出なければならない。

## 第6章 雑則

追加〔平成31年門真市規則21号〕

(市営住宅監理員証)

**第36条** 条例第46条第3項に規定する市営住宅監理員の身分を示す証票は、市営住宅監理員証（様式第29号）によるものとする。

(細目)

**第37条** この規則に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(門真市営住宅団地内駐車場の使用料の徴収等に関する規則の廃止)

2 門真市営住宅団地内駐車場の使用料の徴収等に関する規則（平成5年門真市規則第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 条例の施行の日の前日に条例による改正前の門真市営住宅設置及び管理条例及び条例附則第2項の規定による廃止前の門真市営改良住宅設置及び管理条例に基づき管理している市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の門真市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条、第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第21条から第24条までの規定は適用せず、この規則による改正前の門真市営住宅設置及び管理条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条の2、第6条、第7条及び第9条から第14条までの規定は、なお効力を有する。

4 平成10年4月1日前において、条例附則第7項の規定に基づき市営住宅の家賃の決定に関し必要な手続その他の行為をしようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、新規則の例に

よりすることができる。

- 5 この規則の施行の日（附則第3項の規定によりなお効力を有するとされる旧規則の各規定にあつては、平成10年4月1日）前に旧規則の規定によってした承認、手続その他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成9年12月29日門真市規則第29号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日門真市規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日門真市規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月11日門真市規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日門真市規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日門真市規則第68号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月26日門真市規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際現に市営住宅に入居している入居者及び同条の規定の施行の日以前に行われた門真市営住宅条例（平成9年門真市条例第7号）第4条第1項の公募（同日以前に開始され、同日後も引き続き行われる公募を含む。）に応じて入居の申込みをし、同日後に入居する入居者の地位の承継については、第1条の規定による改正後の門真市営住宅条例施行規則第16条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日門真市規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月9日門真市規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改良住宅に入居している者に係る収入超過者に対する家賃については、この規則による改正後の門真市営住宅条例施行規則第20条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までは、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年3月29日門真市規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条中第3条第2項の改正規定 平成24年7月9日

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の門真市営住宅条例施行規則第2条第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

**附 則** (平成24年12月28日門真市規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日門真市規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年9月30日門真市規則第54号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日門真市規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の門真市営住宅条例施行規則の様式により提出されている申告書等は、この規則による改正後の門真市営住宅条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日門真市規則第 44 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の門真市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第 5 条及び第 26 条の 8（第 15 条第 4 項の読替えに係る部分を除く。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者については、この規則による改正前の門真市営住宅条例施行規則第 5 条、第 6 条及び第 26 条の 8（第 15 条第 4 項の読替えに係る部分を除く。）の規定の例による。
- 3 新規則第 31 条第 1 項の規定は、施行日以後に駐車場の使用料の減額又は免除を受ける者に係る減額及び免除の要件について適用し、同日前に駐車場の使用料の減額又は免除を受けている者に係る要件については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に駐車場の使用料の減額又は免除を受けている者に対する新規則第 31 条第 4 項の規定の適用については、同項中「第 1 項各号のいずれにも」とあるのは「門真市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和 2 年門真市規則第 44 号）による改正前の第 31 条の規定に」と読み替えるものとする。

様式第1号（第3条、第26条の8関係）

(表)

※ 申込番号	※ 住宅番号	※ 承認年月日	※ 入居年月日	※ 受付

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申 込 者	〒 (□□□-□□□□)			氏 名	ふりがな	
	(                      方) 電話 (                      )				⑩	
入居しようとする者の氏名	性別	生年月日	続柄	職業	同居別居	扶養の有・無
ふりがな		年 月 日	本人	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
ふりがな		年 月 日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
ふりがな		年 月 日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
ふりがな		年 月 日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
ふりがな		年 月 日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
ふりがな		年 月 日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
別居先の住所	続柄 (                      )					
	続柄 (                      )					
主たる生計者の勤務先	所在地					
	名称					
	電話					
<input type="checkbox"/> 多子世帯の優遇倍率制度の適用を受けます。						



(裏)

次の質問に答えてください。(あてはまるものに○印をつけ、又は必要事項を記入してください。)

(1) いま住んでいる住宅の種類

- ア 持ち家
- イ 親・兄弟・姉妹等の家
- ウ 民間賃貸住宅
- エ 社宅・寮
- オ 公社・UR賃貸住宅
- カ 公営住宅(府営・市営)
- キ 間借り
- ク その他( )

(2) 住宅の現況

- |   |     |     |   |
|---|-----|-----|---|
| ア | 家   | 賃   | 円 |
| イ | 家   | 族   | 人 |
| ウ | 住宅の | 部屋数 | 室 |
| エ | 畳   | 数   | 畳 |

(3) 住宅に困っている理由

- ア 家賃が高い。
- イ 住宅が狭い。
- ウ 設備が不十分である。
- エ 住宅が古くいたんでいる。
- オ 他の世帯と同居している。
- カ 環境が悪い。
- キ 災害の危険性がある。
- ク 正当な理由による立ち退きの要求を受けている。
- ケ 通勤に不便である。
- コ 結婚するため。
- サ その他

困っている理由について分かりやすく書いてください。

確認事項	<input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)は暴力団員ではありません。
------	---

注意

- 1 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に✓印を付してください。
- 2 暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。

一部改正〔平成20年門真市規則23号・24年16号・68号・31年21号・令和2年44号〕

**様式第2号**（第4条、第26条の8関係）



全部改正〔平成24年門真市規則16号〕、一部改正〔平成31年門真市規則21号・令和2年44号〕

様式第3号（第5条、第26条の8関係）

年 月 日

請 書

門真市長（氏 名）様

入居者 住 所  
ふりがな  
氏 名

Ⓜ

年 月 日生

年 月 日付け 第 号をもって下記市営住宅の入居の承認を受け  
ました。

記

- 1 住 宅 の 所 在 地
- 2 住宅の名称及び部屋番号
- 3 家 賃（月額）
- 4 共 益 費（月額）
- 5 敷 金

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

門真市長（氏 名）印

### 期限付入居承認に関する説明書

門真市営住宅条例第11条の2第4項の規定により、市営住宅の期限付入居承認をするに当たり、あらかじめ下記のとおり説明します。

#### 記

##### 1 説明事項

3の住宅の期限付入居承認は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間の満了時に3の住宅を明け渡さなければなりません。

##### 2 住宅の所在地

##### 3 住宅の名称及び部屋番号

##### 4 入居承認予定期間

追加〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

様式第5号（第6条関係）

期限付入居承認に関する説明を受けた旨の証明書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居予定者

年 月 日生

私は、期限付入居承認に関する説明書の交付を受けることにより、下記のとおり門真市営住宅条例第11条の2第4項の規定による説明を受けました。

#### 記

##### 1 説明事項

- (1) 3の住宅の期限付入居承認は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われること。
- (2) 必ず期間の満了時に、3の住宅を明け渡さなければならないこと。

##### 2 住宅の所在地

##### 3 住宅の名称及び部屋番号

##### 4 入居承認予定期間

追加〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

様式第6号（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

住 所

様

門真市長（氏 名）印

### 期限付入居承認期間満了通知書

門真市営住宅条例第11条の2第6項の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 通知事項

年 月 日付け期限付入居承認に関する説明書に記載のとおり期限付入居承認をした3の住宅については、期間の満了によって期限付入居承認の効力が失われますので、必ず期間の満了時に3の住宅を明け渡してください。

また、住宅を退去する日の30日前までに門真市営住宅条例施行規則第23条に規定する市営住宅返還届を提出してください。

##### 2 住宅の所在地

##### 3 住宅の名称及び部屋番号

##### 4 入居承認予定期間





(裏)

※ こちらにも引き続き記入してください。

該当する番号を○で囲んでください。また、(1)～(7)に○を付けた方は証明書(手帳等の写し)を添付してください。

- (1) 入居者が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれも60歳以上である世帯
- (2) 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方がいる世帯
- (3) 精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)の交付を受けている方がいる世帯
- (4) 大阪府子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立相談支援センターでA又はB1と判定された方がいる世帯
- (5) 戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は第1号表ノ3の第1款症)の交付を受けている方がいる世帯
- (6) 原子爆弾被爆者のうち被爆者健康手帳の交付を受けている方がいる世帯
- (7) 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内)がいる世帯
- (8) 平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めたハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
- (9) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯

全部改正〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

**様式第8号**（第8条関係）

(表)

住宅コード	住宅番号	入居開始日

第 号  
年 月 日

収入認定等通知書

住 所

様

門真市長 (氏 名) 印

あなたの収入を門真市営住宅条例第14条第2項の規定に基づき下記のとおり認定します。

記

1 認定内容

認定結果		認定月収	円	認 定 期 間
				年 月 ~ 年 月

認定月収が104,000円以下の方は、収入認定等に対する意見申立書を提出する必要はありません。

(年間所得金額明細)

氏名	給与所得 (円)	其他所得 (円)	寡婦 (夫)

(控除明細)

一般扶養	老人扶養	特定扶養	普通障がい	特別障がい	控除額合計

※ (各人の所得金額から寡婦(夫)の控除後、合計し「控除額合計」を引いた金額です。)

2 支払家賃額 (他に共益費が必要です。)

支払家賃額	納入時期

※参考

近隣同様の住宅の家賃	基本家賃	減免額	建替負担調整額	減免負担軽減額

(参考) 家賃の額は、以下の数値により算出しています。(数値は毎年見直されます。)

家賃算定基礎額	市町村立地係数	規模係数	経過年数係数	利便性係数	加算率	認定方法

建替に伴う負担調整率	建替前家賃

激変緩和率	従前家賃	激変緩和額

(裏)

ご 注 意

- 1 収入申告書を提出していない又は書類の不備の場合で、申告又は補正の請求を受けたにもかかわらず、これに応じなかった場合には、門真市営住宅条例第12条第1項ただし書又は第13条第1項ただし書の規定により、支払家賃額が近傍同種の住宅の家賃となっています（認定方法欄が「未申告等」になっています）。
- 2 今回の収入認定に意見のある方は、収入認定等に対する意見申立書（様式第9号）に理由を明記して意見申立期限までに提出してください。  
なお、認定月収が104,000円以下の方は、意見申立てされても支払家賃額は変わりません。

全部改正〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

様式第9号（第8条関係）

（表）

年 月 日

収入認定等に対する意見申立書

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者 氏 名 ①  
電 話 （ ）

意見申立期限 年 月 日

（収入 収入超過者 高額所得者）の認定を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されるよう証明書を添えて申し立てます。

記

	氏名	生年月日	年齢 (※)	給与所得	その他所得	寡婦（夫）	申立理由 (事象発生年月日も記載)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

一般扶養	老人扶養	特定扶養	普通障がい	特別障がい	所得年	認定月収	認定方法

※ 上の年齢は、年 月 日現在のものです。

(裏)

ご 注 意

- 1 この意見申立書は、表面に記載の意見申立期限までに提出してください。ただし、意見のない方は、提出する必要はありません。
- 2 意見申立書にあらかじめ記載されている金額等は、門真市が収入申告書等で確認した内容です。これがあなたの申告内容と異なるときは、朱書き訂正のうえ、それを証明する書類を添付してください。
- 3 収入申告書を提出していない方（認定方法欄が「未申告等」又は「その他」になっている方）は、意見申立書に門真市が記載している方全員について、収入等を記入の上、証明書類を添付して、提出してください。
- 4 意見申立書の提出により認定月収が下がる場合でも、支払家賃額そのものは変わらないことがあります。
- 5 証明書類等の例

理由	証明書類等
収入額に意見がある場合	住民税課税証明書
退職し、現在無職であるが、退職前の収入で計算されている場合	次の(1)～(3)のいずれか (1) 雇用保険受給資格者証（表裏）のコピー （支給終了しているものは不可） (2) 任意継続健康保険者証のコピー (3) 健康保険証の被扶養者となった場合はその健康保険証のコピー ①、②及び③のいずれもない場合は、管理センターにおたずねください。 ※年金受給者の方は、上の書類に加えて年金証書又は年金改定通知書のコピー（最近のもの）
転職し、収入が減ったが、転職前の収入で計算されている場合	雇用契約書等 （就業時間、休憩時間及び賃金（賞与・諸手当含む。）が記載されていること。） ※年金受給者の方は、上の書類に加えて年金証書又は年金改定通知書のコピー（最近のもの）
入居者又は同居者であった方で死亡・転出した方が、含まれている場合	管理センターに死亡・転出された方の届出等を行ってください。 ※届出が遅れると、手続きが遅くなる場合があります。
扶養親族が増えた場合	管理センターに出生・同居された方の届出等を行ってください。 ※同居の場合は同居者の収入を証明する書類
16歳以上23歳未満の扶養親族がおられる方で、特定扶養欄にその方が含まれていない場合	住民税課税証明書及び健康保険証のコピー
70歳以上の老人扶養親族又は老人控除対象配偶者がおられる方で、老人扶養欄にその方が含まれていない場合	住民税課税証明書及び健康保険証のコピー
寡婦（夫）であって収入のある方で、寡婦（夫）該当欄に＊印のない場合	住民税課税証明書
入居者や扶養親族の中に障がい者がおられる方で、普通障がい又は特別障がい欄にその方が含まれていない場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳等該当する書類のコピー
その他	その他申立内容を証明するもの

※年齢は、 年 月 日現在です。

全部改正〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

様式第10号（第8条関係）

## 収入認定等更正通知書

第 号  
年 月 日

住 宅 名	
氏 名	

門真市長（氏 名） 印

先に通知しました収入認定等について、あなたからの意見申立てにより、その認定を更正したので通知します。

### 記

- 1 収入認定月額
- 2 変更後の家賃
- 3 徴収期間

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第11号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

住 所

様

門真市長（氏 名） 印

収入認定等に対する意見申立却下通知書

先に通知しました収入認定等について、あなたから意見申立てがありました。審査の結果、下記の理由によりその意見を却下します。

記

理 由



一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第12号（第10条関係）

家賃・敷金減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者 氏 名

㊟

下記のとおり市営住宅の家賃・敷金の減免（徴収猶予）を申請します。

記

家賃	敷金							
減免・徴収猶予								
希望期間								
入居家族（入居者及び同居家族）	氏名	入居者との続柄	年齢	月	収入円	職業	業	摘要

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第13号（第13条、第26条の8関係）

市営住宅の併用承認申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

入居者 住 所  
氏 名 ㊟

上記住宅において下記業務の施術所を開設したいので、市営住宅の併用を承認してくださるよう申請します。

記

業 務 の 種 類	
施 術 者 の 氏 名	
入 所 者 と の 続 柄	
免 許 証 番 号 等	
身 体 障 害 者 手 帳 番 号 等	
施 術 を 行 う 場 所	

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第14号（第14条、第26条の8関係）

市営住宅模様替承認申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者

氏 名

印

下記のとおり誓約して、市営住宅の模様替をしたいので、承認していただきますよう申請します。

### 記

- 1 施工場所及び内容
- 2 施工理由

### 誓 約 書

このたび、当該申請にかかる模様替について、次の事項を遵守して市に対してご迷惑をかけませんことを誓約いたします。

- 1 模様替に要する費用は私が負担します。
- 2 必ず申請書のとおり模様替します。
- 3 誓約書に違反したときは、如何なる処置を受けても依存ありません。
- 4 市において必要があるとき又は住宅を退去する際には、私の負担にて直ちに原形に復します。

全部改正〔平成24年門真市規則16号〕、一部改正〔平成31年門真市規則21号・令和2年44号〕

**様式第15号**（第15条、第26条の8関係）

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者  
氏 名 ㊟

下記の者を同居させたいので、同居の承認を申請します。

承認の上は、入居者が住宅を退去する場合は、同居者も同時に退去することを誓約します。

記

同居者の氏名	性別	生年月日	入居者との続柄	住 所	勤 務 先	月 収
ふりがな						
ふりがな						
ふりがな						
ふりがな						
申 請 理 由						現家族数
						人

(注意) 入居者との続柄を証明する書類を添付すること。

誓約書	
<p>1 暴力団員であるか否かの確認のため、同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）の個人情報警察に照会することを同意します。</p> <p>2 同居しようとする親族は暴力団員ではないことを誓約します。</p>	
年 月 日	
入居者氏名 ㊟	

一部改正〔平成24年門真市規則16号・68号・31年21号・令和2年44号〕

様式第16号（第16条、第26条の8関係）

市営住宅承継承認申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住 所  
氏 名 ㊦

下記理由により、入居者の地位を承継したいので申請します。

記

理 由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

注意 市営住宅入居申込書、請書及び入居者の同意書（入居者の死亡による場合は、これを証明する書類）を添付すること。

誓約書

- 1 暴力団員であるか否かの確認のため、申請者の個人情報を警察に照会することに同意します。
- 2 申請者は暴力団員ではないことを誓約します。

年 月 日

申請者氏名 ㊦

一部改正〔平成24年門真市規則16号・68号・31年21号・令和2年44号〕

**様式第17号**（第17条、第26条の8関係）

市営住宅一時不在承認申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住所  
入居者 氏名 ㊦

私達入居者及び同居者は、この度下記のとおり住宅を不在にしますので、承認願います。

記

不在になる理由						
期 間						
入居者とともに不在となる同居者	氏 名	年 齢	続柄	氏 名	年 齢	続柄
不在者への連絡先				電話	( )	
留守担当者	氏 名			続柄		
	勤務先			電話	( )	
	住 所					
その他参考事項						
備 考						

(注意) 勤務先の出張目的、理由、期間及び帰宅後住宅を確保できない事情を記載した証明書を添付すること。



一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第18号（第17条、第26条の8関係）

市営住宅の一時不在に係る帰宅届

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住所  
入居者  
氏名

㊦

私達入居者及び同居者は、この度下記のとおり帰宅したので、お届けします。

記

- 1 帰宅年月日
- 2 一時不在承認年月日及び番号
- 3 一時不在期間
- 4 一時不在の承認を受けた者

	氏 名	年 齢	続 柄	氏 名	年 齢	続 柄
一時不在 していた者						

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第19号（第18条、第26条の8関係）

異 動 等 届 書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者 氏 名

㊦

下記のとおり異動等がありましたのでお届けします。

記

ふりがな 氏名	性別	生年月日	続柄	異動年月日	届出理由

添付書類 全員の住民票

（注意）この届書は、次の事項に該当する場合にのみに使用し、他所に居住していた配偶者の子の転入、養子の転入等には使用しないこと。

- (1) 入居者又は同居者が分娩したとき。（出産）
- (2) 同居者が死亡又は転出したとき。（死亡・転出）
- (3) 入居者又は同居者が、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したとき。（氏名変更）

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第20号（第21条関係）

公営住宅明渡し期限延長申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

入居者 住 所  
氏 名 ⑩

年 月 日付けで明渡し請求を受けましたが、次の理由により明渡し期限の延長を申請します。

（理由）

（注意）申請理由の事実証明書を添付すること。

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第21号（第23条、第26条の8関係）

市 営 住 宅 返 還 届

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者 氏 名

㊟

下記のとおり市営住宅を返還しますので、お届けします。

記

退 去 年 月 日	最 終 家 賃 納 入 年 月 日	未 納 額
転居先（連絡先） 及び 敷金送付先		
電気、水道又はガスの料金及び賠償金等の処置		
模様替等の処置		
立 会 日		
そ の 他 （門真市記載欄）		

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第22号（第24条関係）

## 公営住宅使用許可申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

所在地  
申請者 法人名  
代表者名 ⑩

次のとおり公営住宅を使用したいので許可されるよう申請します。

### 記

- 1 使用する住宅
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間
- 5 添付書類

一部改正〔平成11年門真市規則7号・24年16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第23号（第25条関係）  
第 号

## 公 営 住 宅 使 用 許 可 書

所在地

法人名

様

年 月 日付けで申請のあった公営住宅の使用は、別紙の条件を付けて  
下記のとおり許可します。

年 月 日

門真市長（氏 名） 印

記

- 1 使用する住宅
- 2 用途の指定
- 3 使用期間
- 4 使用料(月額)
- 5 共益費(月額)
- 6 保証金
- 7 使用開始日

## 別紙

### 許 可 の 条 件

- 1 使用者が、公営住宅を現に使用する者から徴収する毎月の家賃相当額の合計額は、許可内容の4に記載する使用料の額を超えてはならない。
- 2 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用している公営住宅及び共同施設を維持保存しなければならない。
- 3 使用者は、住宅の修繕その他の管理上必要な行為をし、又は許可条件の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、市の承認を受けなければならない。
- 4 使用者は、許可された住宅を転貸する等、第三者に使用させ、又は担保に供してはならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
  - (1) 門真市営住宅条例第40条に該当するとき。
  - (2) 不正な手段により許可を受けたとき。
- 6 前項の使用許可の取消し又は変更により、使用者に損失が生じても、市はこれを補償しない。
- 7 使用者は、使用許可の期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、指定された期日までに、自己の負担において、住宅の全部又は一部を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、特に承認を受けたときは、この限りでない。
- 8 使用者は、自己の責に帰すべき理由により住宅の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 9 使用者は、使用期間が満了し、又は使用許可の取消しがあった場合において、使用許可期間中に使用者が住宅に投じた有益費及び必要費があっても、これを市に請求できない。
- 10 使用者は、公営住宅の共同の利益に配慮し、精神障害者・知的障害者地域生活援助事業を円滑に実施しなければならない。
- 11 使用に当たって、公営住宅法、門真市営住宅条例及び同条例施行規則の規定を遵守しなければならない。
- 12 この使用許可について疑義のあるとき、又は住宅の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決するところによる。

一部改正〔平成11年門真市規則7号・24年16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第23号の2（第26条の4関係）

家賃減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所

入居者

氏 名

印

下記のとおり市営住宅の家賃の減免（徴収猶予）を申請します。

記

家 賃							
減免・徴収猶予							
希 望 期 間							
入居家族（入居者及び同居家族）	氏 名	入居者との続柄	年齢	月	収 円	職 業	摘 要



追加〔平成31年門真市規則21号〕、一部改正〔令和2年門真市規則44号〕

**様式第24号**（第27条関係）

(表)

駐 車 場 使 用 承 認 申 請 書

門真市長（氏 名）様

住 所

入居者 氏 名

㊟

電 話 （ ）

下記のとおり市営住宅駐車場を使用したいので下記のとおり申請します。

記

申 込 日					
駐 車 場 名					
使 用 目 的					
自 動 車 の 種 類 等	車 名				
	登 録 番 号				
	自家用・事業用の区分				
	車体の規格	長 さ	幅	高 さ	排気量又は定格出力
所 有 者	住 所				
	氏 名				
使 用 者	住 所				
	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日				

(裏)

誓約書

- 1 門真市営住宅条例及び門真市営住宅条例施行規則の規定を堅く遵守します。
- 2 暴力団員であるか否かの確認のため、使用者の個人情報を警察に照会することに同意します。
- 3 使用者は暴力団員ではないことを誓約します。

年 月 日

入居者氏名

㊟

一部改正〔平成24年門真市規則16号・68号・31年21号・令和2年44号〕

様式第25号（第29条関係）

## 駐 車 場 使 用 承 認 書

住 所

様

門真市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました市営住宅駐車場の使用については、  
下記のとおり承認します。

### 記

駐車場名及び 駐 車 区 画		
保管自動車	車 名	
	登録番号	
使用承認の 期 間		
使 用 料		
使 用 条 件		

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第26号（第30条関係）

駐 車 場 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所

入居者 氏 名 ㊦

電 話 （ ）

門真市営住宅駐車場使用料の減免を受けたいので、門真市営住宅条例施行規則第30条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

駐車場使用料	
減額・免除 希望期間	
理 由	

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

**様式第27号**（第32条関係）

変 更 届

門真市長（氏 名）様

住 所  
 入居者 氏 名 ④  
 電 話 ( )

下記のとおり市営住宅駐車場の使用承認内容を変更したいので、お届けします。

記

提出日					
駐車場名					
変更理由					
変更する自動車の種類等	車名				
	登録番号				
	自家用・事業用の区分				
	車体の規格	長さ	幅	高さ	排気量又は定格出力
	所有者	住所			
		氏名			
使用者	住所				
	氏名				

（注意）変更後は、車検証の写しを速やかに提出すること。

一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第28号（第35条関係）

駐 車 場 返 還 届

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所  
入居者 氏 名 ①  
電 話 ( )

下記のとおり市営住宅駐車を返還します。

記

駐車場名及び 駐 車 区 画	
返 還 期 日	
返 還 理 由	
還付保証金等 振 込 先	



一部改正〔平成24年門真市規則16号・31年21号・令和2年44号〕

様式第29号（第36条関係）

第 号

市 営 住 宅 監 理 員 証

所属

氏名

この証明書を携帯する上記の者は、門真市営住宅条例第46条の市営住宅監理員であることを証明する。

年 月 日交付

門真市長（氏 名） 印